

区立保育園・こども園のスポット延長保育

スポット延長保育は、区立保育園・こども園（長時間保育）の1～5歳児クラスに在園しているお子さんを、月単位の延長保育とは別に、保護者の一時的な就労などのために一時的にお預かりする制度です。

（１）利用できる日

区立保育園・こども園の開園日です。以下の日は、休園のため利用できません。

【利用できない日】…①日曜日 ②祝日等（国民の祝日に関する法律に規定する休日）

③年末年始（12月29日～1月3日）

④その他の日（各園で定める休園日や行事などの都合により実施できない日）

（２）お預かりする時間

★四番町保育園以外…18時30分～19時30分

★四番町保育園………18時15分～19時15分（1時間）

18時15分～20時15分（2時間）

（３）スポット延長料金

1～2歳児クラス…1時間につき、1回500円／3～5歳児クラス…1時間につき、1回300円

- ・1時間未満のときも1回分の保育料が必要です。
- ・保育料は、補食の費用を含みます。
- ・補食が用意できないときも、保育料は減額しません。

（４）利用の手続き

- ・希望日の前日（開園日）までに園長に申し出てください。ただし、四番町保育園で2時間延長の場合は、前々日（開園日）までに園長にご連絡ください。
- ・定員の範囲内で先着順に園長が承認します。同着の場合は保育を必要とする度合いにより決定します。
- ・利用当日、延長が不要になり取り消す場合、事前にお知らせ願います。
- ・後日、利用時間に応じて、口座引落（原則）によりお支払いいただきます。

♪詳しくは、入園後に園にお問い合わせください♪